

長崎総合科学大学 研究活動に係る不正行為防止に関する規程

第1条 (目的)

この規程は、研究連携推進本部規程第2条第1項第5号及び経理規則第78条第2項の規定に基づき、本学における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合に、厳正かつ適切に対応するための措置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (定義)

- 1 この規程において「研究者等」とは、本学において研究に携わる教職員、学部・大学院学生、客員研究員およびその他本学の公的研究に係わるすべての者をいう。
- 2 この規程において「研究活動に係る不正行為」とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。
 - (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (3) 盗用 出典を明示又は明確にしないで、他人の作成したデータや文書を引用し、又は要約を作成すること、その他他人が発表した試資料等を盗用すること。
 - (4) 公的研究費の不適切な使用 実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等の配分機関の定め、学内関係規程等に違反して公的研究費を使用すること。
- 3 前項第1号から第3号の特定不正行為のほか、他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ（著者資格）なども不正行為として取り扱う。
- 4 この規程において「公的研究費」とは、次に規定するものをいう。
 - (1) 競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動
 - (2) 前号に規定するもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費
- 5 この規程において「公的研究費の取扱いに係る不正行為」とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。
 - (1) 架空の取引により本学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること。
 - (2) 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等を本学に支払わせること。
 - (3) 虚偽の申請に基づき出張旅費等を本学に支払わせること。
 - (4) 虚偽の申請に基づき研究補助員等の報酬等を本学に支払わせること。
 - (5) 法令、本学の規約又は当該研究費の使用に係る指針等（以下「法令等」という。）に定められた用途以外の用途に使用すること。
- 6 この規程において「部署」とは、工学研究科、各学部(各学科)、各センター、各研究所、附属図書館並びに事務局（各課）をいう。

第3条（不正行為の禁止）

研究者等は、研究活動に係る不正行為及び公的研究費の取扱いに係る不正行為（以下単に「不正行為」という。）を行ってはならず、また、不正行為の防止に努めなければならない。

第4条（公的研究費の取扱いに係る本学の対応）

- 1 本学は、公的研究費を適切に管理し、研究者等に公的研究費を支出するとき又は支出した後、当該支出が適正であるかを確認するものとする。
- 2 公的研究費に係る経理処理は、関係部署及び当該研究者等が責任をもって行うものとし、その手続きは、本学の経理規則及びこれに基づく規程、内規その他の会計に関する手続きに基づくものとする。
- 3 本学は、公的研究費の獲得又は執行に係る書類、公的研究費に係る研究の成果報告に関する書類その他研究費に係る文書を文書取扱規程に定める期間保管しなければならない。

第5条（最高管理責任者）

- 1 学長は、本学における公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）として、研究活動上の不正行為が生じた場合には、次条に定める統括管理責任者及び第7条に定めるコンプライアンス推進責任者と連携し、必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。
- 2 最高管理責任者は、前項の責務を遂行するに当たり、必要に応じて統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に指示を与えるものとする。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

第6条（統括管理責任者）

- 1 本学に、最高管理責任者を補佐し、本学における公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し本学全体を統括する実質的な権限と責任を有する者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、公的研究費の運営及び管理並びに公的研究費の不適切な使用の防止に関しては理事（財務担当）を、研究活動上の不正行為（公的研究費の不適切な使用を除く。）の防止に関しては理事（産学官連携担当）をもって充てる。
- 2 統括管理責任者は、前項の責務を遂行するに当たり、必要に応じてコンプライアンス推進責任者に指示を与えるものとする。
- 3 （削除）

第7条（コンプライアンス推進責任者）

- 1 各部署に、当該部署における公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し実質的な権限と責任を有する者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を所属ごとに置き、工学研究科長、学部長、センター長、研究所長、図書館長、事務局長並びに課長をもって充て、職名を公開するものとする。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項の責務を遂行するに当たり、必要に応じて当該部署の研究者等に指示を与えるものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、第17条に規定する不正防止計画に基づき所属研究者等に対して研究倫理教育・研修を定期的実施しその受講状況を把握することとする。

4 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて所属内にコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

第8条（部署の協力義務）

1 予備調査及び本調査（以下「調査」という。）の対象となる部署は、調査の円滑な実施のために、当該調査を行う者に対して積極的に協力しなければならない。

2 部署は、調査を実施する上で必要な書類等の提出を求められたときは、正当な理由なくこれを拒むことができない。

第9条（研究者等の責務）

1 研究者等は、公的研究費を適正に使用するとともに、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

2 研究者等は、この規程およびこの規程に基づくコンプライアンス推進責任者の指示に従わなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、文書、数値データ、画像等の研究資料及び実験試料、標本等の有体物を適切に保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示するものとする。

4 研究者等は、不正行為の防止に関する研究倫理教育・研修に参加しなければならない。

5 教職員は、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進しなければならない。

第10条（通報窓口）

本学における研究活動上の不正行為に関する通報（以下「通報」という。）を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を研究助成推進課（5号館1階、電話095-838-5200）および本学が指定する学外の機関（顧問弁護士等 連絡先はHPを参照）に置く。

第11条（通報処理体制等の周知）

統括管理責任者は、受付窓口の名称、場所、連絡先、通報の方法その他必要な事項を本学内外に周知する。

第12条（通報の受付）

1 研究活動上の不正行為に関する告発をしようとする者は、封書、ファクシミリ、電子メール、電話、面談により直接受付窓口に行うものとする。

2 通報は、顕名を原則とし、研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等・研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

3 受付窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告するとともに通報を受け付けた旨を当該通報者に通知する。この場合において、書面（封書、ファックス及び電子メールをいう。）以外の方法で通報を受け付けたときは、当該通報者に口頭で受け付けた旨を連絡することにより通知を省略するものとする。

- 4 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、規定による通報の要件を確認の上、速やかに当該通報の内容を最高管理責任者に報告する。
- 5 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは直ちに統括管理責任者及び関係するコンプライアンス推進責任者その他必要な者を指名し、当該通報の受理及び当該通報された事案に係る予備調査の実施の要否を協議の上、決定する。この場合において、この規程に定める研究活動上の不正行為以外の通報内容については、当該関係する部署等に移送するものとし、本学以外に調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関等に当該通報内容について通知するものとする。
- 6 最高管理責任者は、当該通報内容が法律等に違反するおそれがある場合は、通報の受付から30日以内に、当該研究費の給付等を受けた配分機関に連絡するものとする。
- 7 統括管理責任者は、第5項の協議の結果、当該通報を受理することとなった場合はその旨を当該通報者に通知する。この場合において、当該通報者に対してより詳細な情報提供及び当該通報された事案に係る調査への協力依頼をすることがある旨を併せて通知するものとする。
- 8 統括管理責任者は、第5項の協議の結果、当該通報を受理しないこととなった場合は、その旨を理由を付して当該通報者に通知する。
- 9 通報の受付及び調査を担当する者は、自己と利害関係のある事案に関与してはならない。

第13条（通報者の保護）

最高管理責任者は、当該通報者に対して、通報を行ったことを理由として不利益な取扱いが行われないよう適切な方法を講じるものとする。ただし、調査の結果、事実と異なる通報であったことが判明した場合には、この限りではない。

第13条の2（匿名通報等の取扱い）

- 1 第12条に定めるもののほか匿名による通報があった場合は、通報内容に応じ顕名による通報に準じた取扱いをすることができる。
- 2 新聞等の報道機関、学会等の研究者コミュニティその他の機関から研究活動上の不正行為の疑いが指摘された場合は、その内容に応じ顕名による通報に準じて取り扱うものとする。

第14条（不正防止計画推進会の設置）

- 1 本学に、研究者等による不正行為を防止するため、不正防止計画推進会（以下「防止推進会」という。）を置く。
- 2 防止推進会の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 副学長、工学研究科長、学部長
 - (2) 担当理事(財務担当)、担当理事(産学官連携)
 - (3) 事務局長
 - (4) その他最高管理責任者が必要と認める者 若干名
- 3 防止推進会に委員長1人を置き、副学長をもって充てる。委員長は、防止推進会を代表し、防止推進会の業務を統括する。

第15条（防止推進会の運営）

- 1 防止推進会は、委員長が招集する。

- 2 防止推進会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 防止推進会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数によらなければならない。
- 4 当該不正行為に利害関係を有する委員は、審議に加わることができない。

第16条（防止推進会の業務）

防止推進会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 不正防止計画の策定に関すること。
- (2) 公的研究費の運用・管理に係る実態把握と検証に関すること。
- (3) 不正発生要因に対する改善策に関すること。
- (4) 研究活動上の行動規範の策定等に関すること。
- (5) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

第17条（不正行為に関する調査）

1 防止推進会は、次に掲げる場合その他研究者等の不正行為に係る情報を得た場合には、予備調査を行い30日以内に本調査の要否を判断する。

- (1) 部署から当該部署に所属する研究者等に不正行為の疑いがある旨の報告を受けた場合
- (2) 本学から監査その他の方法により研究者等の不正行為に係る情報を得た旨の報告を受けた場合

2 防止推進会は、本調査を要すると判断した場合は、速やかに最高管理責任者及び当該研究者等が所属するコンプライアンス推進責任者へ報告し、30日以内に調査委員会を設置し本調査を実施する。

3 調査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 防止推進会の委員長
- (2) 防止推進会の委員長が、本学の教職員及び外部有識者のうちから防止推進会議を経て指名した者 5名以内
- (3) 調査委員会の構成は、委員の半数以上が外部有識者で構成され、告発者、調査対象の研究者等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 調査委員会に委員長1人を置き、防止推進会の委員長をもって充てる。

5 委員長は、調査委員会を代表し、調査委員会の業務を統括する。

6 第15条の規定は、調査委員会について準用する。

7 通報者又は調査対象者は、調査委員会の委員構成に不服がある場合は、調査委員会設置の通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、防止推進会に不服申立てを行うことができる。

第18条（調査委員会による調査の実施）

1 調査委員会は、不正行為に係る事実の調査を実施し、防止推進会に対して、原則としてその設置の日から起算して30日（研究活動にかかる不正の場合は60日）以内に中間報告を行い、90日（研究活動にかかる不正の場合は150日）以内に最終報告を行うこととする。

2 調査委員会は、調査を行うにあたって、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関及び求めに応じて文部科学省へ報告する。

3 調査委員会は、調査対象者、調査対象者が所属する部署及びその関係者に対して、事

案に応じて、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
この場合、協力を求められた調査対象者、部署及びその関係者は、調査が円滑に実施できるよう、積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

- (1) 研究活動における不正行為に係る事案 指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料精査、関係者ヒアリング再実験要請
 - (2) 研究費の不正使用に係る事案 各種伝票、証拠書類申請等の関係書類の精査、関係者のヒアリング等
- 4 調査委員会は、調査対象者が前項の協力の求めに応じない場合、調査に必要な資料を保全するため緊急の必要があると認めるときは、調査対象者に対し当該調査に係る利害関係を有する者との接触禁止、保全を必要とする場所への接近禁止その他の必要な措置を要請することができる。
 - 5 調査委員会は、前項の措置を要請する場合は、調査対象者以外の教職員等による研究教育活動及び本学の管理運営に係る業務に支障が生ずることがないように十分配慮しなければならない。
 - 6 調査委員会における調査は、事実に基づき、公平不偏にこれを実施しなければならない。
 - 7 調査委員会は、調査結果に基づき、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行うものとする。

第19条（研究費の支出停止）

- 1 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから、調査委員会の調査結果報告を受けるまでの間、告発された当該研究費の支出を停止することができる。
- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定された場合は、不正行為に関与した者に対して、直ちに当該研究費の支出停止を命ずるものとする。

第20条（調査対象者の不服申立）

- 1 防止推進会は、前条第1項の中間報告および最終報告を受けたときは、その内容を、書面により、速やかに調査対象者に通知する。
- 2 調査対象者は、前項の規定により通知を受けた報告の内容に不服がある場合は当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により、防止推進会に不服申立てを行うことができる。
- 3 前項の不服申立てを受けた防止推進会は、当該不服申立ての内容を検討し、14日以内に再調査を実施するか否かを決定するものとする。
- 4 防止推進会は、再調査を実施する必要がないと決定したときは、その理由を付して、書面により、調査対象者に通知するものとする。
- 5 防止推進会が再調査を実施する必要があると決定したときは、調査委員会は速やかに再調査を実施し、その結果を防止推進会に報告するものとする。
- 6 防止推進会は、前項の再調査結果の報告を受けたときは、その内容を、書面により、速やかに調査対象者に通知する。
- 7 最高管理責任者は、特定不正行為の認定にかかる不服申立てがあった場合や、不服申立ての却下又は再調査の決定をした場合は、配分機関等及び文部科学省へ報告するものとする。

第21条（最高管理責任者等への報告等）

- 1 防止推進会は、第19条の調査の結果（前条第5項の規定により再調査を実施した場合は、その結果。第3項において同じ。）を速やかに最高管理責任者および調査対象者のコンプライアンス推進責任者に報告するものとする。
- 2 調査委員会は、防止推進会が前項の報告をしたときに解散する。
- 3 防止推進会は、第19条の調査の結果、研究者等に不正行為があったと認められる場合は、最高管理責任者に対し第1項の報告をする際に、不正行為の原因となった制度又は運用体制等の問題点及び再発防止のために実施すべき必要な措置（以下「是正措置等」という。）についての意見を付記するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の意見が付された報告を受けたときは、是正措置等について検討し、是正措置等について、その実施を当該部署等に勧告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、第1項の規定により、研究者等に不正行為があった旨の報告を防止推進会から受けたときは、本学法人の理事長に対し、就業規則及び懲戒手続き等に関する規定等に基づき懲戒等の処分を勧告要請する。
- 6 前4項の規定による勧告を受けたコンプライアンス推進責任者は、その勧告に係る是正措置等の実施の状況について、最高管理責任者に報告するものとする。
- 7 最高管理責任者は、本学と取引する業者が不正行為に関与している場合は、文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に準じて手続きを行う。
- 8 最高管理責任者は、是正措置等の実施の状況について、防止推進会に報告するものとする。
- 9 本学は、必要に応じて、調査の結果および前項の規定により最高管理責任者が防止推進会に報告した内容を関係行政機関に報告し、または公表するものとする。

第22条（配分機関および文部科学省への報告等）

- 1 最高管理責任者は、通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。
- 3 前2項のほか、調査の終了前であっても、配分機関から調査の進捗状況報告および調査の中間報告を求められた場合には、当該機関に提出しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、配分機関から、調査に係る資料の提出または閲覧、現地調査を求められた場合には、調査に支障が生じる等正当な理由がある場合を除き、応じなければならない。
- 5 前4項について研究活動に関する不正は、併せて文部科学省へも求めに応じて報告しなければならない。

第23条（最終結果の公表）

- 1 最高管理責任者は、研究活動における不正行為が行われたとの認定があった場合は調査結果を公表する。公表の内容は、研究活動における不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、当該調査結果公表時までに本学が行った措置の内容、調査委員会

の氏名・所属、調査方法・手順等とする。

ただし通報がなされる前に 取下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

- 2 最高管理責任者は、研究活動における不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として不正行為に係る者の氏名・所属を公表しない。

ただし、公表までに事案が外部漏洩していた場合または論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

- 3 研究費の不正使用に該当する旨の認定があった場合は、当該不正使用の内容その他の必要事項を公表するものとする。

第24条（調査対象者等への配慮）

- 1 防止推進会、調査委員会、最高管理責任者、当該部署等は、この規程に基づく権限を行使するときは、相談者、通告者、調査対象者または調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

- 2 調査において、調査対象者には、公正な聴聞、反論または弁明の機会が提供されるものとする。この場合において、調査対象者が弁護士等の同席を申し出た場合は、正当な理由がない限りこれを拒否することができない。

- 3 防止推進会は、調査対象者に不正行為があったと認められなかったときは、必要に応じて調査対象者の名誉の回復に係る措置及び調査対象者の不利益の発生防止に係る措置を講ずるよう、最高管理責任者に意見を具申するものとする。この場合において、意見具申を受けた最高管理責任者は、当該意見において講ずべきとされた措置を講ずるものとする。

- 4 防止推進会は、防止推進会または調査委員会に悪意をもって虚偽の情報を提供したと認められる者について、懲戒等の処分を行うよう最高管理責任者に意見を具申することができる。この場合において、意見具申を受けた最高管理責任者は、本学法人の理事長に対し、就業規則及び懲戒手続き等に関する規定等に基づき懲戒等の処分を勧告要請する。

第25条（守秘義務）

- 1 調査に係る業務に従事する者（以下「調査業務従事者」という。）は、当該業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。調査業務従事者でなくなった後も、同様とする。

- 2 防止推進会は、調査業務従事者が前項の規定に違反した場合は、懲戒等の処分を行うよう最高管理責任者に意見を具申することができる。

- 3 最高管理責任者は、前項の意見具申があったときは、本学法人の理事長に対し、就業規則及び懲戒手続き等に関する規定等に基づき懲戒等の処分を勧告要請する。

第26条（個人情報保護）

- 1 調査業務従事者は、調査で得られた個人情報を、正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。調査業務従事者でなくなった後も、同様とする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、調査業務従事者が前項の規定に違反した場合について準用する。

第27条(事務)

この規程に関する事務は、研究助成推進課が処理する。

第28条(改定)

この規程の改定は、全学教授会の意見を聴いて常務理事会が決定する。

- 付 則
- 1 この規程は、平成19年11月9日から施行する。
 - 2 この改定規程は、平成20年10月24日から施行する。
 - 3 この改定規程は、平成21年4月1日から施行する。
 - 4 この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。
 - 5 この改定規程は、平成26年4月1日から施行する。
 - 6 この改定規程は、平成27年4月1日から施行する。
 - 7 この改定規程は、平成28年3月11日から施行する。
 - 8 この改定規程は、平成28年9月30日から施行し、従前の「公的研究費に係る不正行為防止に関する規程」の呼称を「研究活動に係る不正行為防止に関する規程」に改める。